

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
1	仕様書 31頁 (6) 著作権の取扱い 本業務における成果品及び中間生成物に関する所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定められた権利をいう。）その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。	弊社の提案システムは、パッケージ商品のため、他団体にて同様の成果物を納品させていただく場合があります。 今治市様には成果物をご自由にご利用いただけますが、同様のお客様に対しての弊社の販売活動を抑止するものではないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 31頁 (6) 著作権の取扱い ウ 出力帳票等 システムにおいて出力される帳票等の成果品に係る著作権は本市が所有する。	パッケージシステムの標準機能としての出力帳票でなく、貴市専用で作成された帳票の著作権と考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	機能要件一覧表 No.164 3各種操作 15簿冊管理 5簿冊に保管されている文書が、電子文書のみ、紙文書のみ、あるいはその両方であるのか、簿冊単位で容易に判別できること。	トップ画面の小窓（付箋）で電子のみの簿冊一覧、紙のみの簿冊一覧、混在の簿冊一覧は作成できるのでしょうか。	本機能要件については、原則、簿冊に保管されている文書が、簿冊単位で容易に左記区分として判別できることを要件としています。したがって、左記の区分別の一覧が簿冊単位で作成することが可能であれば、機能要件を満たしているものと判断して構いません。

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
4	今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務公募型プロポーザル実施要領「4.参加資格要件」の(6)	当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績とは具体的にどのようなものですか。 弊社が今治市様に導入、運用保守している内部事務システムはこれに相当するとの認識でよろしいですか。	本件については、文書管理、電子決裁に関わらず、地方公共団体向けの基幹業務システム及び内部事務等のシステムに関する導入構築及び運用保守の実績等をご記載ください。なお、ご質問いただいている今治市既存の内部事務システムについては、お見込みのとおり、本業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績に相当する業務実績に該当するものとしてご判断ください。
5	今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務 公募型プロポーザル実施要領「13.選定方法」の(2)、(3)	Zoom を使ったWeb 会議方式となっているが、弊社のネットワーク環境ではZoom だと通信品質を保つことができないため、代替方法として、Teams を使用することは可能ですか。	Web会議方式については、本市が主催者として開催するため、本市が指定するWeb会議方式（Zoom）環境下での提案にご協力をお願いいたします。ただし、デモンストレーション等を実施する際、Zoomを使ったWeb会議方式では、提案されるパッケージシステムの動作等について、著しく不具合や通信障害などが想定される場合は、参加表明提出後に事務局までご相談ください。
6	今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務 公募型プロポーザル実施要領「13.選定方法」の(2)、(3)	プレゼン、デモの参加者で一部の者が弊社、今治本社にいない可能性があるため、複数の拠点から接続することは可能ですか。	複数拠点からの接続は可能です。

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
7	<p>今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務 公募型プロポーザル実施要領 「9.参加表明」の(3)</p>	<p>提出書類について、7月中に代表者変更の手続を行う予定です。 提出期限までにそろわない可能性がある書類があるが、どのように対応すればよいかご教授ください。</p>	<p>今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱の規定により、直近の入札参加資格の申込を行っている事業者は、実施要領9 参加表明(3) 提出書類のエ～キを省略することができます。提出時点で代表者変更の手続が生じている場合は、実施要領9 参加表明(3) 提出書類のク申立書の(該当のない理由)において「なお、登記事項証明書に関しては、提出時点において代表者変更の手続きを実施しているため、取締役会の議事録の写しを提出する。」との旨を申し出てください。なお、入札参加資格の申込を行っていない契約候補者においては、当該プロポーザル終了後、契約締結日までに今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱に基づく入札参加資格申請の手続きを実施してください。入札参加資格申請の手続きがすでに完了しており、代表者の変更手続がある場合は、本市契約課の手続きに沿って代表者変更の手続を速やかに実施してください。</p>
8	<p>今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務 公募型プロポーザル実施要領 「11. 企画提案書の提出」の(4)</p>	<p>(オ)提案書の内容は、見積書の範囲内で実現可能なものとしてください」とありますが、見積書の範囲内で実現可能なもののみを記載するという認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
9	<p>仕様書12P 3システム導入に対する 基本概要 (カ 多様な働き方の実現 ・テレワークやモバイルワークでの文書へのアクセス、起案、決裁等を可能にする。</p>	<p>テレワークシステム特有のブラウザの場合、弊社システムの動作が保証しかねる場合があります。弊社推奨ブラウザはMicrosoft Edge、chromeとなります。 また、起案、決裁等の業務はスマートフォンを利用した運用も対応する必要がありますでしょうか。テレワークで利用している機器についてご教授ください。(例：iPad、android製タブレット) 併せてテレワークシステム名をご教授いただけますでしょうか。</p>	<p>本市が取り扱うテレワークの利用機器及びシステム等は、参加表明者に、参加資格審査結果通知と合わせてお知らせします。</p>
10	<p>仕様書32P (9) 本契約終了時における支援体制 本業務の受託者は、契約期間終了にあたり本市が当該システムの使用を終了する場合は、全てのデータをCSV形式等で出力して引き継ぐこととし、それにかかる費用は受託者が負担するとともに、業務引継ぎに必要なデータ移行等について誠意をもって対応すること。</p>	<p>契約終了時におけるCSVデータ抽出の想定実施回数をご教授ください。弊社での経験上は概ね2回が通例です。</p>	<p>業務引継ぎに必要なデータ移行等について誠意をもって対応していただくため、回数を指定するものではございません。</p>

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
11	<p>仕様書10P （４）システムの導入方式 自治体向けパッケージシステムとして提供されているシステムを自庁設置方式（オンプレミス方式）により導入することを原則とするが、クラウド方式による提案も可能とする。</p>	<p>自庁設置方式（オンプレミス）方式の場合、インターネットVPNやIP-VPNを用いたリモート保守の許可は頂けますでしょうか。</p>	<p>自庁設置方式（オンプレミス方式）の場合、本市の情報セキュリティ上、庁外からの接続を許可できないため、現地または指定の運用ルームによる保守体制となります。したがって、庁外からのリモート保守の許可はできません。</p>
12	<p>仕様書23P ５ システム求める機能要件（３） データ連携 本システムの導入においては、次のシステムとのデータ連携に対応できることが望ましい。企画提案時、これらのデータ連携が可能な場合は、連携可能な方法や対策を具体的に提案すること。</p>	<p>連携するデータについて、各内部事務システムで決裁処理された帳票類を紙出力することなく、文書管理システム上で保管できるようにすることで貴市が掲げる電子で完結できることに近づくと想定しています。 その他連携および電子化に向けた連携を想定している運用がございましたらご教授ください。</p>	<p>データ連携に関する想定は、お見込みのとおりです。 なお、評価の際は、デモンストレーションで具体的に連携イメージをお示しいただくとより発展性を含めた評価判断に結びつくため、運用想定を实践いただければ幸いです。</p>

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
13	(別紙1)機能要件一覧表(文書管理システム・電子決裁システム) No11 1共通 1基本機能 機能11 今治市文書規程に規定された帳票(起案用紙等)等、本市の文書管理業務に必要な様式(原則A4サイズ)を出力できること。	今治市文書規程第5条(帳票)から拝見したところ、文書管理システムから出力する帳票は5種類、(別記様式第1号~別記様式第5号)を様式指定として出力するとの認識でよろしいでしょうか。 その他様式指定として出力する帳票がございましたらご教授ください。	今治市文書規程は、本システム調達において規程の見直しを予定しております。したがって、一概に左記の様式を指定するものではありません。ただし、当該参考見積に対する積算において様式数を指定しなければならない場合は、現在の文書規程に定める様式の数の基本出力する種類とみなします。
14	(別紙1)機能要件一覧表(文書管理システム・電子決裁システム) No11 1共通 1基本機能 機能30 日時を指定してシステムの使用を停止する等、運用管理ができること。	オンプレ時は手順書を元に貴市でサービス停止ができる、クラウド時は受託者に依頼し、サービス停止ができるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	(別紙1)機能要件一覧表(文書管理システム・電子決裁システム) No11 1共通 1基本機能 機能32 オンラインマニュアルが整備されていること。	最新のマニュアルがシステム上から参照できれば要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
16	<p>(別紙1) 機能要件一覧表 (文書管理システム・電子決裁システム) No46 3各種操作 1操作性 機能3 登録画面は、画面スクロールさせることなく1つの画面で登録が可能であること。</p>	<p>登録画面は遷移せず、1つの画面で登録ができれば要件は満たしているとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能要件については、原則、画面スクロールさせることなく、1つの画面で登録内容を漏れなく記載することを要件としています。 ただし、提案されるパッケージシステムの登録画面項目の表示・非表示の切替、グループ項目の開閉などが基本ノンカスタマイズで可能であり、画面スクロールによる入力負担や画面の見づらさを低減させることが他の機能によって補える場合は、本機能要件を満たしていることを妨げないものと考えます。その際は、機能要件書の備考欄にその旨を記載してください。</p>
17	<p>(別紙1) 機能要件一覧表 (文書管理システム・電子決裁システム) No95 3各種操作 6收受 機能2 メールと連携し、文書データ等の取り込みができること。</p>	<p>外部へのメールによる施行、発送の運用も想定しているかご教授ください。</p>	<p>本機能要件については、原則、テキストメール及び添付ファイルを文書管理システムに收受できる機能として連携できることを想定しています。 外部へのメールによる施行、発送については、別紙1 機能要件書一覧表No.125 9施行 1施行方法を選択できることの施行方法の例において、電子メールによる施行選択を必須の機能として想定しており、当該運用も想定しているものとみなしていただきたい。ただし、機能要件上の評価項目としては設けていないため、当該機能を標準機能またはオプション機能として有する場合は、企画提案事項として取り扱うものとします。</p>

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
18	<p>(別紙1) 機能要件一覧表 (文書管理システム・電子決裁システム) No149 3各種操作 13廃棄 機能5 タブレットやバーコードリーダー等を使用して、容易に廃棄処理ができること。</p>	<p>タブレット、バーコードリーダー等を読み込むスキャナは各何台利用想定でしょうか。また本調達費用に機器代も含むとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能要件については、ソフトウェアの機能として求めているものであり、本調達費用に当該関連機器の機器代を含む想定ではありません。</p>
19	<p>02_今治市文書管理・電子決裁システム プロポーザル実施要領 7P 事業者が提案した企画提案書の内容を正確に把握することを目的に、事業者によるプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って行い、追加資料の配布は認めません。</p>	<p>プレゼンテーションを行うにあたって、表示する体裁を変更してもよろしいでしょうか。 提案書は縦型横書で作成いたしますが、プレゼンテーション資料は、見やすさを考慮し、横型横書で作成しようと思っております。(提案書の内容のみ記載いたします。)</p>	<p>プレゼンテーションの内容に相違がなければ、体裁の変更は可能とします。</p>
20	<p>仕様書P10 【(1) システム導入の基本的な考え方】 「カ 職員のインターネット接続系パソコンで利用できるシステムであること。」</p>	<p>LGWAN内端末ではなく、インターネット環境端末でのシステム利用と認識しましたが、庁内では仮想ブラウザ等を用いての利用となるのでしょうか。</p>	<p>すべて物理端末による利用です。仮想ブラウザ等を用いての利用はございません。</p>

**「今治市文書管理・電子決裁システム導入構築業務」に係る
公募型プロポーザルへの質問及び回答の公表について**

番号	質問箇所	質問内容	回 答
21	仕様書P20、21、23など 【データ連携について】	本業務において、システム導入と併せてデータ連携を実際に履行するのではなく、提案書でデータ連携の方法論・技術論について提示だけを行うという認識でよろしいでしょうか。	<p>当該データ連携に関しては、企画提案事項として評価により取り扱うものと考えております。</p> <p>本市は、既存の内部事務システムとの連携により、内部事務全般の一体的な文書管理・電子決裁による運用をあるべき姿として目指しておりますが、その連携を実現するために係る費用（既存内部事務システム側、本調達の文書管理・電子決裁システム側 共に）を既存の内部事務システム事業者に求めた場合、内部事務システムとの連携を行う提案の方が、他の提案事業者より価格面で不利になる可能性があることが考えられるため、データ連携に係る費用は原則求めないものとして、連携の方法論及び技術論への提示を主に求めているところです。ただし、その連携方法が単純かつ簡易な方法で連携できる場合（作業工数や技術的な連携が複雑性がなく簡易である場合）や本市のあるべき姿の実現性を考慮いただき、本市への追加的な企画提案事項として、評価加点等を考慮し価格に組み込んだ上でご提案いただけるかは提案事業者様の裁量として本プロポーザルにおいて期待しているところでもあります。また、本市は、プロポーザル後、契約候補者との仕様調整を行う見込みであり、当該連携において、参考見積として提示された金額の範囲内で、実現可能なデータ連携がある場合は、当該データ連携が可能となることを希望し発展性のあるシステム提案となることを期待しております。</p>